

平成25年2月14日
国土交通省東北地方整備局
建政部 計画・建設産業課

東北ブロック建設業災害対応金融支援事業等説明会の開催について

国土交通省では、建設企業が災害時において使用される代表的な建設機械を購入する際の資金の調達金利を助成する「建設業災害対応金融支援事業」を実施する方向で調整を進めております。同事業の概要については添付資料及び下記ウェブサイトをご覧ください。

同事業について、下記の通り説明会を開催致します。

記

日時：平成25年3月6日(水) 13:30～15:30
場所：「ハーネル仙台」2F「松島」(仙台市青葉区本町2-12-7)
募集人員：80人(お早めにお申し込みください)
対象：建設企業、建設業団体、重機メーカー、金融機関、都道府県等
申込先：東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課

別紙申込書をメールで送信願います。なお、メールでの送付が困難である場合は、FAXでの送信も可です。
メール送信先 araki-h82ad@thr.mlit.go.jp
FAX送信先 022-227-4459

申込締切：平成25年3月1日(金)

参加料：無料

内容：1. 建設業災害対応金融支援事業に関する説明 (13:30～14:10)
2. アドバイザリー事業に関する説明 (14:20～15:00)
3. その他の建設産業関連施策に関する説明 (15:00～15:30)

同事業のウェブサイト : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000011.html

本説明会は、平成24年度補正予算の成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、平成24年度補正予算成立前に同事業の周知を行うものです。

したがって、平成24年度補正予算の国会における成立が前提であり、事業の内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承下さい。

<発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

<本件に関する問い合わせ先>
国土交通省 東北地方整備局
建政部 計画・建設産業課
電話 022-225-2171 (代表)
FAX 022-227-4459
担当 大崎・荒木 (内線6152・6149)

| | |
|--------|----------------------------|
| メール送信先 | araki-h82ad@thr.mlit.go.jp |
| FAX送信先 | 022-227-4459 |

東北

国土交通省 東北地方整備局 建政部
 計画・建設産業課 荒木 行

東北ブロック
 建設業災害対応金融支援事業等説明会
参加申込書

～ お願い ～

- ・定員に限りがございますので、お申込人数は**1社につき2名まで**とさせていただきますのでご了承ください。
- ・お申込みの受付は**先着順**となります。また、お申込みが定員に達した場合には、**早期に締め切らせていただく場合がございます**ので、予めご了承ください。

| | | | | |
|--------|----------------|-----------------|-----|--------------|
| 会社名 | (フリガナ) | 〇〇ケンセツ | | |
| | | (株) 〇〇建設 | | |
| 所在地 | 〒105-0001 | | | |
| | 東京都港区虎ノ門4-2-12 | | | |
| 参加者氏名1 | (フリガナ) | ケンセツ タロウ | | |
| | | 建設 太郎 | | |
| 参加者氏名2 | (フリガナ) | | | |
| | | | | |
| ご連絡先等 | TEL | 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 | FAX | 03-△△△△-△△△△ |
| | E-MAIL | xxxx@xxxx.co.jp | 業種 | 選択して下さい |

※参加お申込みによる得た個人情報は、適切に管理いたします。また、個人情報については、説明会に必要な範囲内で利用させていただきます、第三者に提供することはありません。

～ 受付完了のお知らせについて ～

受付完了時に「**受付完了票**」を申込書送信元へメールにて返信（FAXで申し込まれた方に対しては、FAX送信元へFAXにて返信）いたしますので、お手数ですが当日はプリントアウトした「**受付完了票**」をご持参の上、会場へお越し下さい。

建設業災害対応金融支援事業について

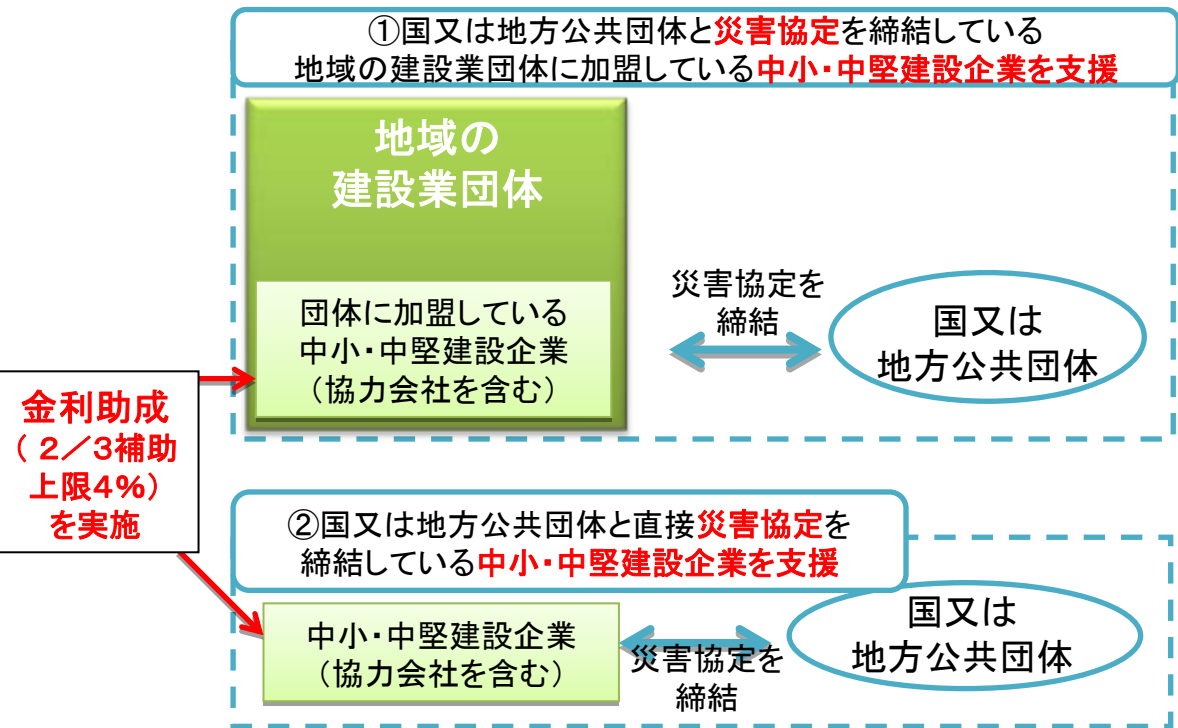
(背景)

- 建設産業は、住宅・社会資本の整備を通じて経済社会の発展に貢献している。特に、災害時における応急復旧活動など地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。
- 一方、建設投資の減少等による受注競争の激化等により、これまで建設機械を保有していた建設企業が建設工事の施工時のみリースする動きが進んできており、このままでは災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となる懸念される。

(事業概要)

- 地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業の取組を支援。
- 具体的には、
 - ①国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)
 - ②国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)
 が災害協定で定められている活動をする際に使用する建設機械(※)を購入する際の資金の調達金利を助成(初年度1年分。2/3補助。上限4%)
- ※対象となる建設機械:建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル(地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械として、経営事項審査の審査対象としている3建設機械に限定。)
- なお、東日本大震災により建設機械を滅失し、かつ、国又は地方公共団体と災害協定を締結している建設企業に対しては、上記の建設機械に限定せず(建設機械抵当法上の建設機械)、購入に係る調達金利を助成(初年度1年分。2/3補助。上限4%)

【災害対応を円滑に実施するための取組を行う地域の建設企業への支援制度 概要】



(参考)東日本大震災における災害対応の例

